二　売上調整年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該売上調整年度のうち最も古い売上調整年度開始の日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。）に係る合併法人等　当該合併法人等の基準日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度（当該合併法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等の月別売上金額を合計した金額を加算する。

第二十七条の四第二十三項中「同項第一号若しくは第二号」を「同項各号」に改め、「又は同項第三号の合併」を削り、「各事業年度（その」を「当該合併等の日前に開始した各事業年度（当該被合併法人等の」に、「当該連結事業年度」を「当該被合併法人等の連結事業年度」に、「同じ。）の」を「事業年度等」という。）に係る」に改め、「（分割等」の下に「（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「事業年度（当該分割等の日がその分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度開始の日である場合における当該事業年度を除く。）」を「事業年度等（」に、「分割事業年度」を「分割事業年度等」に、「分割事業年度終了の日」を「分割事業年度等の終了の日」に、「分割事業年度に」を「分割事業年度等に」に、「当該各事業年度」を「当該各事業年度等」に、「分割事業年度開始の日」を「分割事業年度等の開始の日」に改め、同条第二十四項中「、第三項又は第七項」を「又は第四項」に、「、当該総額方式等適用年度」を「、当該適用年度」に、「計算における同項の売上金額に」を「計算における同項の売上金額に」に、「連結事業年度）の」を「分割法人等の連結事業年度）に係る」に、「とき）」を「ときを含む。）」に、「及び分割承継法人等の次の各号に規定する各売上調整年度」を「の第一号に規定する各売上調整年度及び当該分割承継法人等の第二号に規定する各調整対象年度」に、「、当該各号」を「、次の各号」に、「金額とする」を「ところによる」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に、「売上調整年度に係る売上金額」を「各売上調整年度に係る売上金額」に、「控除した金額」を「控除する。」に改め、同号イ中「総額方式等適用年度」を「適用年度」に、「当該分割法人等の当該」を「は、当該分割法人等の当該各」に改め、同号ロ中「各売上調整年度の」を「売上調整年度の」に、「、当該分割法人等の当該」を「は、当該分割法人等の当該各」に改め、同項第二号中「次号に掲げる分割承継法人等を除く。以下この号において同じ。）」を削り、「又は」を「及び」に、「売上調整年度ごと」を「調整対象年度ごと」に、「売上調整年度に係る」を「各調整対象年度に係る」に、「と次に」を「に次に」に、「との合計額」を「を加算する。」に改め、同号イ中「総額方式等適用年度」を「適用年度」に、「について」を「（当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。イにおいて「調整対象年度」という。）については」に、「当該売上調整年度」を「当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度」に改め、同号ロ中「のうち最も古い売上調整年度から当該分割等の日の前日を含む売上調整年度までの各売上調整年度について、当該分割承継法人等の当該売上調整年度」を「（当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度」に改め、同項第三号を削り、同条第二十五項中「係る分割法人等の」の下に「当該分割等の日前に開始した」を加え、「連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の」に、「同じ。）の」を「事業年度等（」に、「当該各事業年度等」に、「事業年度（当該分割等の日が当該分割法人等の事業年度開始の日である場合における当該事業年度を除く。）を「事業年度等（」に、「分割事業年度等」に、「分割事業年度開始の日」を「分割事業年度等の開始の日」に、「分割事業年度等に」を「分割事業年度等に」に改め、同条第二十六項中「、第三項又は第七項」を「又は第四項」に改める。

第二十七条の六第五項を削り、同条第四項中「事業と」の下に「し、同項に規定する政令で定める法人は、内航海運業法第二条第二項に規定する内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む法人と」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する法人は、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人（第一号において「判定法人」という。）のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人とする。

一　その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。次号において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人又は第二十七条の四第十二項第一号イ若しくはロに掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十三条第一項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限る。）及び中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。）の所有に属している法人

二　前号に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人

第二十七条の六第七項中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第二十七条の九第一項各号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第二十七条の十一の二に次の二項を加える。

2　法第四十二条の十一の二第一項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十八条第二項に規定する主務大臣をいう。）の確認を受けたものとする。

3　経済産業大臣は、前項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十七条の十一の三中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「同項第六号の二」を「同項第八号」に改める。

第二十七条の十二の三第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「（中小企業団体中央会に該当するものを除く。）」を削る。

第二十七条の十二の四第一項中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の六第二項」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第二十七条の十三第五項第二号イ中「法人税法第二条第六号に規定する」を「（以下この号及び次項第一号において「公益法人等」という。）」に、「同条第十三号に規定する」を「（以下この号及び次項において「収益事業」という。）」を削り、同号ロ中「法人税法第二条第九号に規定する」を「同条第七号に規定する」を削り、同号ハ中「法第六十八条の三の四第一項に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

第二十八条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。